

捜査報償費関係文書情報公開請求結果のまとめ

全国市民オンブズマン連絡会議

1, 全国一斉情報公開請求

捜査報償費の不正支出疑惑が明らかになって以降、全国市民オンブズマン連絡会議では三件の捜査報償費関係文書の一斉公開請求を行った。請求1は1998年度～2003年度までの捜査報償費の支出に関し、どこまでの情報が公開されるかを調査したが、請求2は、不正支出疑惑の中心となった偽名領収証に関する公開請求であり、請求3は捜査報償費の適正支出についての調査をどの程度の県警で実施しているか、を調査することを目的とした請求である。

請求1—県警の3つの課の捜査報償費の公開請求

実施日：2004年4月7日

公開請求対象情報：1998年度から2003年度までの県警捜査1課・同2課・同鑑識課の捜査報償費の支出関係文書

請求2—偽名領収証の公開請求

実施日：2004年6月7日

公開請求対象情報：1998年度～2003年度に警察本部（全課）で支出した、捜査費（国費）・捜査報償費（県費）の領収書のうち、当該捜査費または捜査報償費を受領したものの以外の氏名または住所が記載されたものと情報公開請求日現在で実施機関において認識しているもの

請求3 捜査報償費の調査結果の公開請求

実施日：2004年7月1日

公開請求対象情報：県警本部で支出した捜査費（国費）・捜査報償費（県費）に関し、適正に支出されたかどうかの自主調査に関する一切の資料

2, 開示結果

(1) 全体の傾向

捜査費に関してこれほどまでに疑惑が指摘されていながら、結果は情報公開制度の名に値しない。とりわけ、請求1～請求2は非公開のオンパレードである。その傾向は次の三点に集約される。情報を公開しないために、開示決定の延長からはじまり、却下などの「門前払い」の方法を含む、あらゆる手段を用いること。古い支出ほど、公開度をやや上げること。不正支出を認めた場合についてのみ、その一部のみを公開すること（北海道警では弟子屈署のみ一部公開した。）。しかし、公開度を上げる、とか、一部公開した、などと言っても、開示された資料では捜査費支出の相手方を窺い知ることは、まず不可能である。

(2) 請求1（3課の捜査報償費の公開請求）について

支出先を公開したところは皆無であった。最も公開度の高いところでも、捜査報償費の受入額と支払額のそれぞれ各月の総額を公開する程度であり、平成13年度以降の捜査報償費について各月の受入額と支払い額を公開してきたのは宮城県のみであった。

非公開の理由はいうまでもなく「捜査上の秘密」である。しかし、月毎の総額を明らかにすることがなぜ捜査上の秘密を害することになるのか、理解できない。

なお、島根県警は捜査報償費全体については決定を今年(2004年)12月末日まで延長してきている。同県警は偽名領収証についてはすでに非公開決定を出しているのである。これは世論の沈静化をねらった、とみることが自然である。

(3) 請求2(偽名領収証)について

開示結果

47都道府県中、一部でも情報を公開したのは、北海道警の弟子屈署の文書のみであった。14県は却下または拒否・不受理などの門前払い。福岡県は10月22日まで公開を延長してきたため、開示決定すら出されていない。

公開対象文書の指示文言を全国共通として請求したにもかかわらず、結果はばらばらである。しかも、なぜこの理由でこのような処分が許されるか、珍処分と言って差し支えないようなものも多い。このような処分は、情報を公開しないことを第一に考え、理由はあとからつけた結果ではないだろうか。以下、結果を詳しく指摘する(()内は都道府県の数。)

【一部開示(1)】北海道(弟子屈署のみ)

【全面非公開(不開示・非開示)(27)】岩手・茨城・群馬・埼玉・東京・富山・福井・山梨・岐阜・静岡・愛知・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取・島根・岡山・山口・香川・愛媛・熊本・大分・沖縄

【不存在または文書不存在を理由とする非公開(5)】北海道(弟子屈署を除く)・宮城・新潟・長崎・鹿児島

【却下(11)】青森・秋田・山形・福島・栃木・千葉・石川・長野・広島・佐賀・宮崎

【拒否・不受理(3)】神奈川・徳島・高知

【決定延長(1)】福岡

全面非公開の内容

全面非公開とした27都府県についても、形式上の不備を理由とするものと捜査上の秘密などの実質を理由とするものが存在する。

【全面非公開A 形式上の不備】

請求内容を特定していないなど、形式上の不備を理由とした府県(23)

岩手・茨城・群馬・埼玉・富山・福井・山梨・岐阜・静岡・愛知・三重・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取・島根・岡山・愛媛・熊本・大分・沖縄

しかし、「請求が特定されていない」という形式上の不備があるかどうか以前の問題として、そ

もそも、請求が特定されていない場合にどのような条例上の根拠で全面非公開処分に至ったのか、十分な理由が付記されているとは言い難い処分例が多い。最たるは愛媛県である。愛媛県は条例上の根拠を全く示さないまま、非公開、とする暴挙に出た。なんと乱暴なことか。

【全面非公開B 実質的な理由】

請求が特定されていることを前提として、非公開とした都県（４）：東京都・滋賀・山口・香川
情報公開請求の対象文書の特定について

偽名領収証の公開請求に対する決定の多くは、対象文書を特定していないことを理由とする非公開（２３）、却下（１１）、拒否・不受理（３）である。

しかし、単に「偽名の領収証」の公開請求をした場合ならともかく（偽名かどうかを選別するためにはあらたな調査を要する）当該捜査費または捜査報償費を受領したもの以外の氏名または住所が記載されたものと情報公開請求日現在で実施機関において認識しているものという請求をしたのである。かかる文書の存在を実施機関が認識していない場合には、文書不存在、となるだけであって、対象文書を特定していない、ということにはならないのではないか。

また、却下、拒否、不受理、といった処分についても、却下、拒否、不受理とすることが実際に条例に定められていなければ違法な処分になる。

（４）請求３

請求３については、監察の調査中間報告の一端を公開してきたのは福岡県、調査の内容は別として、なんらかの自主調査資料を（一部）公開してきた県が新潟県、静岡県、香川県、愛媛県の４県でしかない。

反対に自主調査していないことを理由に情報を公開しない都県は岩手、秋田、群馬、千葉、東京、佐賀の６都県、調査結果を作成していない、または調査結果を県警で取得していない（または自主調査の資料がない）と答えた府県は茨城、栃木、埼玉、神奈川、富山、福井、愛知、三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、大分、沖縄の１４府県である。少なくともこれら２０の自治体は捜査報償費の適正な支出の調査自体に対してきわめて無関心と言わざるを得ない。

3 まとめにかえて

これほど捜査報償費についての問題が指摘されていながら、多くの県警は特別な調査をしないまま、世論が通り過ぎるのをじっとまっている状況にある。

この体質を支えているのが情報の非公開であることは明らかである。不正が市民の目に触れないことがなおざりな調査を許容し、情報が公開されないことが不正の温床となる悪循環を生じさせている。

警察の不正を問題とするためには、他の様々な方法とあわせ、警察情報の公開をすすめるために、違法な処分に対しては、果敢に取り消し訴訟（情報公開訴訟）で非公開の壁を破ることが必要ではないだろうか。

以上

04.4.7警察捜査費一斉請求中間取りまとめ

2004.8.28-29 全国市民オンブズマン函館大会

		:月額ごと開示		:年額のみ開示		:注	2004.8.28-29 全国市民オンブズマン函館大会
都道府県	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	注
01	北海道						13～受入れ・支払い非公開
02	青森県						県費受入れ・残額非公開
03	岩手県						
04	宮城県						
05	秋田県						県費は支払いのみ開示
06	山形県						
07	福島県						
08	茨城県						
09	栃木県						H13.1-3月月額開示
10	群馬県						課ごとの返納のみわかる
11	埼玉県						
12	千葉県						
13	東京都						
14	神奈川県						
15	新潟県						
16	富山県						
17	石川県						
18	福井県						
19	山梨県						
20	長野県						
21	岐阜県						
22	静岡県						
23	愛知県						
24	三重県						
25	滋賀県						
26	京都府						13返納のみ開示
27	大阪府						
28	兵庫県						
29	奈良県						
30	和歌山県						
31	鳥取県						2004/11/30まで延長
32	島根県						2004/12/31まで延長
33	岡山県						
34	広島県						
35	山口県						
36	徳島県						
37	香川県						
38	愛媛県						
39	高知県						12受入れのみ開示 15国費のみ開示
40	福岡県						
41	佐賀県						
42	長崎県						県費全部非公開
43	熊本県						
44	大分県						12支払いのみ開示
45	宮崎県						県費は支払いのみ開示
46	鹿児島県						
47	沖縄県						県費は支払いのみ開示

各警察本部捜査費支払額集計表

2004.8.28-29 全国市民オンブズマン連絡会議
平成14年度 平成15年度 差額(14-15)

		平成14年度		平成15年度		差額(14-15)
		国費	県費	国費	県費	
北海道	捜査一課					
	捜査二課					
青森県	捜査一課	国費	439,649	220,375	219,274	
		県費	3,898,520	691,273	3,207,247	
	捜査二課	国費	1,072,336	419,674	652,662	
		県費	288,792	472,559	-183,767	
岩手県	捜査一課	国費	2,585,399	672,921	1,912,478	
		県費	2,445,813	2,072,506	373,307	
	捜査二課	国費	4,480,816	3,343,246	1,137,570	
		県費	2,624,239	3,912,914	-1,288,675	
宮城県	捜査一課	国費	3,696,864	3,492,964	203,900	
		県費	4,100,698	3,604,053	496,645	
	捜査二課	国費	4,796,320	3,149,375	1,646,945	
		県費	2,551,844	1,078,941	1,472,903	
秋田県	捜査一課	国費	234,545	205,748	28,797	
		県費	2,237,184	1,818,811	418,373	
	捜査二課	国費	1,558,090	604,757	953,333	
		県費	1,846,923	1,818,811	28,112	
山形県	捜査一課	国費	487,819	666,357	-178,538	
		県費	591,344	1,344,226	-752,882	
	捜査二課	国費	5,426,665	3,087,225	2,339,440	
		県費	1,090,431	799,458	290,973	
福島県	捜査一課	国費	0	14,400	-14,400	
		県費	154,019	170,152	-16,133	
	捜査二課	国費	808,367	1,744,570	-936,203	
		県費	825,486	602,916	222,570	
茨城県	捜査一課	国費	3,177,821	1,728,074	1,449,747	
		県費	3,363,380	3,199,191	164,189	
	捜査二課	国費	3,542,232	3,177,207	365,025	
		県費	2,710,223	1,712,970	997,253	
栃木県	捜査一課	国費	5,672,917	2,405,940	3,266,977	
		県費	3,965,328	1,796,680	2,168,648	
	捜査二課	国費	8,879,510	4,134,330	4,745,180	
		県費	3,151,536	1,890,428	1,261,108	
群馬県	捜査一課					
	捜査二課					
埼玉県	捜査一課	国費	50,760	67,757	-16,997	
		県費	2,070,753	1,552,799	517,954	
	捜査二課	国費	416,833	773,541	-356,708	
		県費	1,921,958	2,489,030	-567,072	
千葉県	捜査一課	国費	311,935	343,031	-31,096	
		県費	4,060,777	4,454,537	-393,760	
	捜査二課	国費	987,286	1,685,406	-698,120	
		県費	1,043,346	1,563,119	-519,773	
警視庁	捜査一課	国費	6,386,246	7,981,871	-1,595,625	
		県費	37,024,002	35,181,982	1,842,020	
	捜査二課	国費	20,776,039	15,972,921	4,803,118	
		県費	11,334,233	9,770,735	1,563,498	
神奈川県	捜査一課	国費	18,489,696	3,781,790	14,707,906	
		県費	6,791,928	14,628,492	-7,836,564	
	捜査二課	国費	6,291,696	916,849	5,374,847	
		県費	5,540,596	2,339,984	3,200,612	
新潟県	捜査一課	国費	748,670	717,824	30,846	
		県費	3,514,267	1,659,658	1,854,609	
	捜査二課	国費	1,375,664	708,936	666,728	
		県費	827,054	439,112	387,942	
富山県	捜査一課	国費	3,060,044	1,640,303	1,419,741	
		県費	2,650,563	1,421,773	1,228,790	
	捜査二課	国費	6,310,981	2,525,058	3,785,923	
		県費	1,908,790	776,775	1,132,015	

平成14年度 平成15年度 差額(14-15)

			平成14年度	平成15年度	差額(14-15)
			国費	560,487	524,609
石川県	捜査一課	県費	3,179,601	3,395,374	-215,773
		国費	7,552,023	2,223,850	5,328,173
	捜査二課	県費	938,360	744,872	193,488
		国費	2,064,971	590,721	1,474,250
福井県	捜査一課	県費	1,703,315	898,433	804,882
		国費	1,285,743	828,787	456,956
	捜査二課	県費	683,251	924,724	-241,473
		国費	2,635,663	331,138	2,304,525
山梨県	捜査一課	県費	3,021,414	1,364,232	1,657,182
		国費	4,489,261	2,624,624	1,864,637
	捜査二課	県費	1,767,377	889,395	877,982
		国費	5,656,768	3,376,279	2,280,489
長野県	捜査一課	県費	3,525,081	3,410,169	114,912
		国費	3,207,255	2,341,508	865,747
	捜査二課	県費	2,065,269	1,592,974	472,295
		国費	1,055,170	1,340,051	-284,881
岐阜県	捜査一課	県費	1,989,645	2,005,038	-15,393
		国費	773,031	557,846	215,185
	捜査二課	県費	506,412	597,253	-90,841
		国費	894,596	501,738	392,858
静岡県	捜査一課	県費	5,922,606	2,919,068	3,003,538
		国費	6,057,342	3,276,662	2,780,680
	捜査二課	県費	2,388,130	1,600,603	787,527
		国費	12,971,973	8,859,046	4,112,927
愛知県	捜査一課	県費	10,332,582	17,100,278	-6,767,696
		国費	15,682,616	10,980,598	4,702,018
	捜査二課	県費	2,136,834	2,592,900	-456,066
		国費	428,645	263,293	165,352
三重県	捜査一課	県費	967,152	1,002,665	-35,513
		国費	1,253,538	620,983	632,555
	捜査二課	県費	978,781	1,039,232	-60,451
		国費	2,012,514	942,747	1,069,767
滋賀県	捜査一課	県費	2,324,387	2,208,898	115,489
		国費	4,219,150	3,673,534	545,616
	捜査二課	県費	1,880,135	1,533,472	346,663
		国費	2,457,845	2,781,827	-323,982
京都府	捜査一課	県費	1,840,402	2,224,393	-383,991
		国費	6,026,043	965,764	5,060,279
	捜査二課	県費	1,713,131	3,553,536	-1,840,405
		国費	117,820	299,909	-182,089
大阪府	捜査一課	県費	9,438,621	9,281,607	157,014
		国費	16,378,426	10,013,392	6,365,034
	捜査二課	県費	6,707,709	5,979,006	728,703
		国費	6,495,142	3,130,475	3,364,667
兵庫県	捜査一課	県費	8,122,296	9,638,940	-1,516,644
		国費	14,542,415	13,508,137	1,034,278
	捜査二課	県費	3,249,595	3,753,460	-503,865
		国費	928,410	717,170	211,240
奈良県	捜査一課	県費	89,269	0	89,269
		国費	391,387	466,458	-75,071
	捜査二課	県費	494,388	0	494,388
		国費	2,144,720	778,241	1,366,479
和歌山県	捜査一課	県費	3,889,291	1,641,657	2,247,634
		国費	740,190	783,181	-42,991
	捜査二課	県費	882,918	557,559	325,359
		国費	71,396	42,057	29,339
鳥取県	捜査一課	県費			
		国費	1,443,814	1,257,478	186,336
	捜査二課	県費			
		国費			
島根県	捜査一課	県費			
		国費			
	捜査二課	県費			
		国費			
岡山県	捜査一課	県費	36,369	26,115	10,254
		国費	1,115,099	618,196	496,903
	捜査二課	県費	235,327	229,043	6,284
		国費	394,373	379,114	15,259

		平成14年度	平成15年度	差額(14-15)	
広島県	捜査一課	国費	68,175	61,673	6,502
		県費	1,727,743	681,384	1,046,359
	捜査二課	国費	2,877,071	2,675,879	201,192
		県費	1,631,894	1,336,520	295,374
山口県	捜査一課	国費	1,062,077	399,063	663,014
		県費	2,105,516	1,362,767	742,749
	捜査二課	国費	2,556,147	2,511,504	44,643
		県費	2,829,455	2,348,770	480,685
徳島県	捜査一課	国費	4,011,918	1,614,843	2,397,075
		県費	7,250,547	2,415,760	4,834,787
	捜査二課	国費	6,355,718	2,376,377	3,979,341
		県費	4,917,752	1,562,451	3,355,301
香川県	捜査一課	国費	2,117,812	114,307	2,003,505
		県費	678,550	1,099,758	-421,208
	捜査二課	国費	2,699,913	786,403	1,913,510
		県費	1,278,274	1,103,035	175,239
愛媛県	捜査一課	国費	1,495,870	1,802,090	-306,220
		県費	4,486,476	5,261,998	-775,522
	捜査二課	国費	9,173,420	5,856,792	3,316,628
		県費	4,410,349	4,114,086	296,263
高知県	捜査一課	国費	4,548,720	2,115,425	2,433,295
		県費	1,677,150		1,677,150
	捜査二課	国費	2,855,592	1,921,606	933,986
		県費	1,172,581		1,172,581
福岡県	捜査一課	国費	7,267,616	3,352,493	3,915,123
		県費	6,441,227	4,505,490	1,935,737
	捜査二課	国費	10,365,650	5,908,944	4,456,706
		県費	3,243,809	3,017,344	226,465
佐賀県	捜査一課	国費	542,428	259,670	282,758
		県費	1,853,666	556,595	1,297,071
	捜査二課	国費	6,276,457	5,775,588	500,869
		県費	1,351,020	1,359,066	-8,046
長崎県	捜査一課	国費	2,207,867	486,047	1,721,820
		県費			
	捜査二課	国費	4,556,630	3,325,048	1,231,582
		県費			
熊本県	捜査一課	国費	3,503,358	1,834,765	1,668,593
		県費	2,412,875	2,313,459	99,416
	捜査二課	国費	3,901,578	1,723,544	2,178,034
		県費	1,734,174	52,734	1,681,440
大分県	捜査一課	国費	302,707	659,934	-357,227
		県費	1,443,074	1,424,351	18,723
	捜査二課	国費	1,714,822	1,736,952	-22,130
		県費	3,504,791	2,780,934	723,857
宮崎県	捜査一課	国費	996,083	659,962	336,121
		県費	1,578,405	1,441,219	137,186
	捜査二課	国費	1,783,103	291,827	1,491,276
		県費	623,446	264,633	358,813
鹿児島県	捜査一課	国費	641,235	237,002	404,233
		県費	3,707,082	4,370,997	-663,915
	捜査二課	国費	2,966,544	937,335	2,029,209
		県費	2,300,620	1,364,878	935,742
沖縄県	捜査一課	国費	1,822,813	835,321	987,492
		県費	1,668,959	1,095,258	573,701
	捜査二課	国費	412,268	769,501	-357,233
		県費	337,897	480,801	-142,904
差額計			591,107,625	429,094,827	162,012,798
				減少率	27.4%

注：黒塗りは支払額が非公開
鳥取県警と島根県警は延長のため不明

「偽名の領収書」決定条例一覧表

	決定日	通知名(略名)	理由(略)	情報公開条例		行政手続条例
北海道	7/5	不存在	管理していないため	第17条	(公文書の不存在の通知) 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該公文書が存在しない旨の通知をするものとする。	
	7/5	一部開示(弟子屈署のみ)	領収書が混在している	第10条第1項第1号	第1項 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。 第1号 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人)	
				第10条第2項第1号	第2項 実施機関(公安委員会及び警察本部長に限る。)は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない。 第1号 前項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する情報	
第14条第1項	実施機関は、開示請求があったときは、その翌日から起算して14日以内に、公文書の開示をするかどうかの決定(以下「開示等の決定」という。)をしなければならない。ただし、やむを得ない理由により、その翌日から起算して14日以内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。					
青森県	7/2	却下	補正しないため	第6条第2項	実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。	
岩手県	6/25	非開示	補正しないため	第6条第2項 第11条第2項	実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
宮城県	6/21	不存在	特定することができない	第6条第1項	実施機関は、開示請求のあった日から起算して15日以内に、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」と総称する。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該	
秋田県	6/28	却下	補正しないため	記載なし		
山形県	7/2	却下	補正しないため	第4条第2項第2号	2 前項の規定により公文書の開示を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。 (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項 イ 前項第2号に掲げるものそのものが県内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地 ロ 前項第3号に掲げる者その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地 ハ 前項第4号に掲げる者その者が在学する学校の名称及び所在地 ニ 前項第5号に掲げるもの実施機関が行う事務又は事業に関しそのものが有する利害関係の内容	
福島県	6/30	却下	補正しないため	第6条第2項	実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。	
茨城県	7/5	不開示	補正しないため特定できない	第6条第2項	実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。	
栃木県	7/7	却下	補正しないため	第6条第1項第2条	第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。 一 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項	第7条(1)
				第6条第2項	実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。	
群馬県	7/6	非開示	補正しないため	第12条第1項第2号	第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。 (2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項	
				第18条第2項	実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	

	決定日	通知名(略名)	理由(略)	情報公開条例		行政手続条例
岐阜県	7/15	非公開	識別できないため	第12条第1項	実施機関は、前条第一項に規定する請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から起算して十五日以内に、請求に係る公文書を公開するかどうかの決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	
静岡県	7/20	非開示	識別できなかったため	第11条第2項	実施機関は、前条第一項に規定する請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から起算して十五日以内に、請求に係る公文書を公開するかどうかの決定(以下「公開決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	
愛知県	6/16 7/5	不開示	補正しないため	第6条第1項第2号	第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。ただし、開示請求に係る行政文書が、その全部を開示するものであることが明らかであるとして実施機関が開示請求書の提出を要しないと認めた行政文書である場合は、この限りでない。 (2)行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	第7条(3)
				第11条第2項	実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を管理していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
三重県	7/2	非開示	補正しないため	第6条第3項	3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	第7条(4)
				第12条第2項	実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
滋賀県 (補正に応じた)	7/14	非公開	文書は特定したけど	第5条第2項	公開請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項	
				第6条第1号	第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。 (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) (2) 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	
				第6条第3号	(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	
				第10条第2項	実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、および公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
京都府	7/2	非公開	補正しないため	第5条第2項	実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	
				第10条第2項	実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定(以下「非公開決定」という。)をし、速やかに、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
大阪府	7/6	非公開	補正しないため	第7条第1項第2号	第七条 前条の規定による行政文書の公開の請求(以下本則において「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を実施機関に提出することにより行わなければならない。 二 行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
				第7条第6項 第13条第2項	実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、当該補正に必要な情報を提供するよう努めなければならない。 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書を管理していないときを含む。)は、その旨の決定をし、速やかに、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
兵庫県	7/2	非公開	補正しないため	第5条第1項第2号	前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「請求書」という。)を議長に提出しなければならない。 (2) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項	
				第10条第2項	前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「請求書」という。)を議長に提出しなければならない。 (2) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項	

	決定日	通知名(略名)	理由(略)	情報公開条例		行政手続条例
奈良県	7/6	不開示	補正しないため	第6条第1項第2号	前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。 二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	
				第11条第2項	実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
和歌山県	7/6	非開示	補正しないため	第6条第1項第2号	前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。 2 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項	
				第11条第2項	実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
鳥取県	7/29	非開示	補正しないため	第6条第3項	前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。 3 前2号に掲げるもののほか、実施機関の規則(選挙管理委員会、収用委員会及び公営企業管理者にあってはその規程、監査委員、地方労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会にあってはその定め、警察本部長にあっては公安委員会規則、以下同)	
				第7条第1項	実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。	
島根県	6/21	非公開	取得していないため(支出せず)	第11条第2項	実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む)は、公開しない旨の決定。をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
	7/20	非公開	識別することができないため	第11条第2項	実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む)は、公開しない旨の決定。をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
岡山県	6/16	非開示	特定することができない	第11条第2項	実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。次項において同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知	
広島県	7/5	却下	補正しないため	第6条第1項第2号	(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項 イ 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地 ロ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地 ハ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地 ニ 前条第5号に掲げるもの そのものの有する利害関係の内容	第7条第1項(5)
				第6条第2項	実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努め	
山口県	7/8	非開示	捜査協力者が特定されるなど	第7条第1項	実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して10日以内に、当該開示請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。	
				第11条第2号	個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(次に掲げる情報を除く。) イ 法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報 ロ 公表することを目的として実施機関が保有している情報 ハ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの(当該公務員等が公安委員会規則で定める警察職員である場合にあってはその氏名、公開することにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合にあってはその職又は氏名を除く。)	
				第11条第4号	公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	
				第11条第7号	県の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針、その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの	

	決定日	通知名 (略名)	理由(略)	情報公開条例	行政手続 条例	
徳島県	7/7	拒否	補正しない ため	第6条第1 項第2号	前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。 二 公開請求をしようとする公文書の件名その他の当該公文書を特定するために	
				第6条第2 項	実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	
				第7条第1 号	第七条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求を拒否することができる。 一 公開請求が不適法であって、その不備を補正することができないとき。	
				第12条第 3項	第十一条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。 第十二条 3 実施機関は、第七条又は前条の規定により公開請求を拒否するときは、公開請求を拒否する旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
香川県	7/22	非公開	当該協力者 が特定され るなど	第7条第1 号	個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ハ 公務員等(公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)並びに独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受ける法人(独立行政法人等であるものを除く。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び出資法人(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人(地方独立行政法人であるものを除く。))のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。))の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。)) エ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	
				第7条第5 号	公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	
				第11条第 2項	実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
				記載なし		
				第9条第2 号	第5条の規定に基づき公文書の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。	
				第10条第 1項	実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該請求に対する決定をしなければならない。	
福岡県	10月22日まで延長					
佐賀県	7/1	却下	補正しない ため	第10条第 1項	実施機関は、第8条第1項の規定により請求書の提出があつたときは、当該請求書の提出があつた日から起算して15日以内に次の各号のいずれかの決定をしなければならない。ただし、同条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 (1) 開示請求に係る公文書の全部を開示する決定 (2) 開示請求に係る公文書の一部を開示する決定 (3) 開示請求に係る公文書の全部を開示しない決定(第5項の規定により開示請求を拒否する決定及び開示請求に係る公文書を管理して	

	決定日	通知名 (略名)	理由(略)	情報公開条例		行政手続 条例
長崎県	7/5	不開示	存在しない ため	第11条第 2項	実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
熊本県	7/5	不開示	補正しない ため	第11条第 2項	第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 第11条 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を管理していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しな	
大分県	7/1	非公開	特定するこ とができない ため	第11条第 2項	実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。以下同じ)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知し、なければならな	
宮崎県	7/10	却下	補正しない ため	第6条第2 項	前条の規定による公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。 (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項	
鹿児島県	7/5	不開示	執行してい ないため	第11条第 2項	実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。	
沖縄県	7/9	不開示	補正しない ため	第6条第1 項第2号	前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。 (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項	
				第6条第2 項	実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「申請者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めな	
				第11条第 2項	実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	

(1) 第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(2) 第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(3) 第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下この章において「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(4) 第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(5) 第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないが、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

「自主調査」進行状況一覧表

	決定日	通知名 (略名)	理由・(延長等)	内容
北海道	-	-	(請求せず、任意提供のみ)	
青森県	7/13	一部開示	-	定期監査報告
岩手県	7/15	非開示	自主調査してない	
宮城県	7/14	部分開示	-	会計監査実施
秋田県	7/15	非公開	定期監査以外の監査は実施していない	
山形県	***延長期間中のため不明		(延長8/31まで)	
福島県	8/13	一部開示	-	定期監査報告
茨城県	6/30	不開示	作成も保有もしていない	
栃木県	6/30 7/16	開示 非開示	- 保有していない	
群馬県	7/12	不存在	調査をしていない	
埼玉県	7/15	不開示	存在しないため	
千葉県	7/20	不開示	調査を実施していないため	
東京都	7/14	非開示	調査をしていないため	
神奈川県	7/15	公開拒否	作成・取得していない	
新潟県	7/20	部分公開	-	アンケート実施 偽名ゼロ
富山県	7/15	非開示	文書が存在しないため	
石川県	7/14	公開、一部公開	-	文書で資料提出依頼(その文書は破棄)
福井県	7/15	非公開	管理していないため	
山梨県	7/16	一部開示	-	会計監査実施
長野県	7/16	一部公開	-	会計事務監査実施
岐阜県	7/15	公開	-	内部監査実施要領
静岡県	8/11	開示	-	旅費・食糧費・捜査費調査
愛知県	7/15	不開示	作成または取得していないため	
三重県	7/13	不存在	作成していない	
滋賀県	7/29	非公開	補正に応じなかったため	
京都府	7/16	公開・部分公開	-	総合会計監査
大阪府	7/14	不存在による非公開	作成又は取得していないため	
兵庫県	7/14	非公開	作成していないため	
奈良県	7/13	不開示	作成又は取得していないため	
和歌山県	7/16	非開示	作成または取得していないため	
鳥取県	7/15	開示	-	会計監査実施
島根県	7/15	部分公開	-	会計監査実施
岡山県	7/30	一部開示	-	随時監査、内部監査実施経過報告書
広島県	7/12	開示・部分開示	-	国費関係支出事務監査
山口県	***決定待ち			
徳島県	7/12	公開・部分公開	-	定期監査報告
香川県	7/15	一部公開	-	会計監査実施計画 自主検査報告書
愛媛県	8/2	公開	-	会計監査 捜査費調査班編成
高知県	7/15	開示	-	会計事務監査実施(監査委員事務局の事前監査前に行う)
福岡県	7/29	開示	-、(残り12/16までの特例延長)	監察指示、調査中間報告
佐賀県	7/15	不存在	調査は行っていない	
長崎県	***決定待ち			
熊本県	***決定待ち			
大分県	7/14	非公開	作成していないため	
宮崎県	7/22	部分開示	-	定期監査実施
鹿児島県	***決定待ち			
沖縄県	7/15	不開示	作成していないため	